

平成18事業年度業務実績報告書

独立行政法人 航海訓練所

目 次

第1章 業務運営評価のための報告	
Ⅰ はじめに	1
Ⅱ 業務運営に関する報告	2
1. 中期目標の期間	2
2. 業務運営の効率化に関する事項	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
4. 財務内容の改善に関する事項	38
5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	46
第2章 自主改善努力評価のための報告	48

添付資料一覧

資料 1 :	平成18年度人事交流実績
資料 2 :	平成18年度実習生配乗表
資料 3 :	平成18年度学校・科別配乗実績
資料 4 :	平成18年度実習生受入修了実績
資料 5 :	平成19年度実習生配乗表
資料 6 :	練習船実習と船員教育機関における教育・訓練の関係図
資料 7 :	取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件
資料 8 :	商船系大学における平成16年度以降の実習制度
資料 9 :	主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表
資料10 :	平成18年度関連学校等との意見交換会開催実績
資料11 :	平成18年度練習船視察等実績
資料12 :	アンケートの活用要領
資料13 :	平成18年度アンケート調査実施結果概要
資料14 :	平成19年度アンケート調査実施計画
資料15 :	平成18年度職員研修実績
資料16 :	安全管理体制
資料17 :	船・陸間情報通信ネットワークの概要図
資料18 :	避泊地情報データベース
資料19 :	安全管理の推進 健康保持増進活動の具体的な取組み
資料20 :	安全と衛生
資料21 :	教育査察評価票
資料22 :	平成18年度教育査察の実施結果
資料23 :	平成18年度SMS安全管理システム内部監査実績
資料24 :	平成18年度資質基準システム(QSS)実施実績
資料25 :	平成18年度独自研究項目一覧
資料26 :	平成18年度共同研究項目一覧
資料27 :	研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過
資料28 :	平成18年度研修員受入実績
資料29 :	平成18年度各種委員会への委員派遣実績
資料30 :	平成18年度所内研究報告実績一覧
資料31 :	平成18年度所外研究報告実績一覧
資料32 :	平成18年度所外研究発表実績一覧
資料33 :	独立行政法人航海訓練所ホームページ
資料34 :	独立行政法人航海訓練所 第6回 研究発表会
資料35 :	平成18年度所内研究発表実績一覧
資料36 :	平成18年度独立行政法人航海訓練所自主改善努力のポイント

第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日、平成18年3月9日同委員会改定、平成19年度3月13日同委員会判断基準に係る指針）に基づき、独立行政法人航海訓練所の平成18事業年度の業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(中期計画 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(年度計画における目標値 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・

①年度計画における目標値設定の考え方

--

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

--

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

(中期目標 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(中期計画 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(年度計画における目標 大項目—中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・

①年度計画における目標設定の考え方

--

②当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標 2-(1)「組織運営の効率化の推進」)

組織運営の効率化を推進するに当たっては、船員教育のあり方全般の見直しを反映した適切な航海訓練体制の構築及び練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進めることにより、より効率的な組織運営体制を確立する。

(中期計画 1-(1)「組織運営の効率化の推進」)

船員教育のあり方全般の見直しに対応した適切な航海訓練体制の構築及び練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進めるとともに、船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させ、より効率的な組織運営を行えるような体制を確立する。

(年度計画における目標値 1-(1)「組織運営の効率化の推進」)

船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据えつつ、今後の航海訓練体制のあり方を検討する。

また、平成18年度からの船員法完全適用に伴い、昨年度までの試行結果を踏まえて構築した予備船員制度の運用を開始し、同制度の運用上の問題点を検証するとともに、練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及びそれに対応する業務内容を検討し、要員の縮減を図る。

①年度計画における目標設定の考え方

「船員教育のあり方に関する検討会」の進捗状況を見据えつつ、今後の航海訓練体制のあり方を検討することを設定した。

また、予備船員制度の運用上の問題点を検証するとともに、練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及びそれに対応する業務内容を検討することを設定した。

②当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

「船員教育のあり方に関する検討会」のとりまとめの方向性に沿った船隊構成等の検討を開始した。

今年度からの船員法完全適用に伴い、昨年度までの試行結果を踏まえて構築した予備船員制度の運用を開始した。並行して当該制度の問題点を洗い出しその対策を検討した。

練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及びそれに対応する業務内容を検討した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 2－（2）「人材の活用の推進」）

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、役職員の非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等との人事交流を積極的に推進する。

（中期計画 1－（2）「人材の活用の推進」）

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、非公務員化を踏まえて交流目的を明確にした人事交流を活発に行う。

具体的には期間中に220名程度の人事交流を実施する。

（年度計画における目標値 1－（2）「人材の活用の推進」）

大学等の教育研究機関あるいは、海事関連行政機関及び海運会社等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、非公務員化を踏まえて交流目的を明確にした人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名程度の人事交流を図る。

①年度計画における目標値設定の考え方

人事交流の員数については、各年度において平均的な交流員数となるよう、中期計画に掲げた220名の5分の1に設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

航海訓練実施のため、459名の職員を確保した。

平成18年度における人事交流実績は60名（年度目標値の1.36倍）であり、国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等と人事交流を行った。

資料1：平成18年度人事交流実績

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

人事交流実績の累計（中期計画目標値220名程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
交流実績	60名					60名

（中期目標 2－（3）「業務運営の効率化の推進」）

業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6％程度抑制することとする。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2％程度抑制することとする。

また、業務の民間開放を積極的に推進する。

（中期計画 1－（3）「業務運営の効率化の推進」）

① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6％程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2％程度抑制する。

② 外航船員に求められる実践的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として、同訓練の民間開放を推進する。

③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。

（年度計画における目標値 1－（3）「業務運営の効率化の推進」）

① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6％程度の抑制を図る。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2％程度の抑制を図る。

② 実践的な海事英語能力を高める訓練に必要な海事英語インストラクターの新たな乗船について、その制約要因となっている滞在資格等の措置に係る手続きを進めるとともに、実行可能な訓練内容について、民間開放する。

③ 船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据えつつ、航海訓練業務の効率化を検討する。

①年度計画における目標値設定の考え方

① 一般管理費及び業務経費について、中期計画目標値を達成するため、期間中にそれぞれ6％程度及び2％程度の抑制を図ることを設定した。

② 実践的な海事英語能力を高める訓練に必要な海事英語インストラクターを乗船させ、実行可能な訓練内容について民間開放することを設定した。

③ 「船員教育のあり方に関する検討会」の進捗状況に対応して、航海訓練業務の効率化を検討することを設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ① 以下のとおり、効率化を図った。
 - ・ 一般管理費について、国内交通費等を節約することにより、予算額に対し約6%（4,210千円）を抑制した。
 - ・ 業務経費について、船舶の修繕方法を工夫することなどにより、予算額に対し約2%（30,096千円）を抑制した。
- ② 国土交通省等の協力を得て、海事英語インストラクター乗船に係る諸手続きを進め、一般競争入札を実施し、業務委託契約により海事英語訓練の民間開放を実施した。
- ③ 「船員教育のあり方に関する検討会」のとりまとめの方向性を踏まえ、受入実習生数の変化や教育訓練の複線化の進展を仮定し、航海訓練業務の効率化を検討した。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 海事英語訓練の民間開放については、「船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」（以下「STCW 条約」という。）に適合した航海士又は機関士の資格を有し、IMO モデルコース（Maritime English）と同コースの Instructor Manual を理解した指導経験等のある外国人インストラクター2名（航海科1名、機関科1名）が練習船に乗船し、国際無線電話でのコミュニケーション訓練や主機暖機作業オーダーの訓練など各運航場面を想定したシナリオでのロールプレイング・レッスン等を実施した。

（注）STCW 条約は、船員に対する訓練、資格証明及び船上での当直維持に関する国際的基準を明らかにし、加盟国がその基準を遵守することにより、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護を図ることを目的としている。特に、資格証明を受けるための訓練のあり方、資格証明を受けようとする者の知識、能力等に関する詳細な規定は、国内法である船舶職員及び小型船舶操縦者法に取り込まれていることから、商船系教育機関等（以下「学校等」という。）における教育及び航海訓練所における訓練と直接的に関連している。

- 平成18年度における練習船5隻での学生等受入定員に対する充足率は73.1%であり、対前年比2.3ポイントのアップとなった。

充足率：各練習船の実習生受入定員（人月）の合計に対する受入実習生数（人月累計）の割合

$$\begin{aligned} \text{充足率} &= \Sigma [\text{受入実習生数} \times \text{実習期間 (月)}] \div \Sigma [\text{各練習船実習生受入定員} \times 12 \text{月}] \times 100 \\ &= \Sigma [\text{受入実習生数} \times \text{実習期間 (月)}] \div 8,736 \times 100 \end{aligned}$$

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対する航海訓練を実施する。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

①年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの実習委託を受け、前年度に策定した実習生配乗計画に基づき、各練習船に実習生を配乗し航海訓練を実施することを設定した。

資料2：平成18年度実習生配乗表

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

○ 独立行政法人航海訓練所法第11条第1号

商船に関する学部を置く国立大学（以下、「大学」という。）、商船に関する学部を置く国立高等専門学校（以下、「商船高等専門学校」という。）及び独立行政法人海技教育機構（以下、「海技教育機構」という。）の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。

<航海訓練の実施実績>

○ 平成18年度配乗実績は別添資料3のとおり。

資料3：平成18年度学校・科別配乗実績

1. 大学及び商船高等専門学校の学生に対する航海訓練

三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び外航船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

12月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 大学・商船高等専門学校合わせて 延べ3,416人月

平成18年度実習修了率^(注) : 99.6% 資料4：平成18年度実習生受入修了実績

(注) 修了率：修了者数÷受入者数×100

2. 海技教育機構 海技大学校の学生に対する航海訓練

ア 海上技術コース（航海及び機関）の学生に対する航海訓練

海上技術学校本科卒業生に対する三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び主に近代化、大型化する内航海運船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

9月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び海上技術学校本科在籍中における3月の履歴と合わせ、12月の乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 延べ279人月

平成18年度実習修了率 : 100%

資料4：平成18年度実習生受入修了実績

イ 海上技術コース（航海専攻及び機関専攻）の学生に対する航海訓練

海運会社に雇用（内定を含む）されている船員教育機関以外の大学、高等専門学校等を卒業した者に対する三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）に求められる知識・技能の習得及び外航船舶職員として求められる資質の涵養を目標として航海訓練を実施した。

6月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な12月の乗船履歴のうちの一部を付与した。

実習受入人数 : 6人月

平成18年度実習修了率 : 100%

資料4：平成18年度実習生受入修了実績

3. 海技教育機構 海上技術短期大学校の専修科学生及び海上技術学校の本科生徒に対する航海訓練

ア 専修科学生及び本科生徒並びに乗船実習科生徒に対する航海訓練

四級海技士（航海）及び四級海技士（機関）の両方の海技資格取得に求められる知識・技能の習得及び内航若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化等を目標として航海訓練を実施した。

9月の訓練期間を通じ、資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 専修科・本科・乗船実習科 延べ2,565人月

平成18年度実習修了率 : 99.2%

資料4：平成18年度実習生受入修了実績

イ インターンシップコース実習生に対する航海訓練

乗船実習科を修了又は専修科を卒業した者に対し、海技資格に係る履歴限定解除又は履歴限定の付かない海技資格取得のための、より実践的な訓練を行うことを目的とするインターンシップコースの実習生として、清水海上技術短期大学校（専修科）の卒業生1名を受入れた。

3月の訓練を実施し、終了した1名に乗船実習証明書を発行した。

実習受入人数 : 3人月

平成18年度実習修了率 : 100%

資料4：平成18年度実習生受入修了実績

4. 開発途上国船員養成事業研修生に対する航海訓練

開発途上国船員養成事業（以下「ODA」という。）の研修生を国土交通大臣が指定する者として受入れた。航海科又は機関科別に出身国の船員養成機関において学んだ知識及び技能に応じ、外航船舶の初級航海士又は機関士として必要な基礎的知識・技能を育むことを目標として航海訓練を実施した。

3月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴の一部を付与した。

実習受入人数 : フィリピン、インドネシア、バングラディッシュ、ベトナムから受入 114人月

平成18年度実習修了率 : 100% 資料4：平成18年度実習生受入修了実績

<新六級課程創設への対応>

内航船員の高齢化の進展並びに平成18年4月に施行された航海当直者への六級海技免状の取得義務付けを背景とした若年船員の確保・育成に係る内航業界の強い要望に対応するため、「船員教育のあり方に関する検討会報告」において平成19年度の早期に海技教育機構及び航海訓練所の連携による新六級課程の創設の方向が明らかになったことを受け、内航業界をはじめ関係機関との調整を行うとともに、実習生配乗の検討、指導要領等の作成を行い、平成19年度からの乗船実習の準備を整えた。

資料5：平成19年度実習生配乗表

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(1) 航海訓練に関する業務の実施対象と目的

航海訓練に関する業務は、次の学校等の学生又は生徒等に対し、船舶運航に必要な知識及び技能を習得させることを目的としている。

ア 大学

東京海洋大学	海洋工学部	海事システム工学科	航海システムコース
	海洋工学部	海洋電子機械工学科	機関システム工学コース
神戸大学	海事科学部	海事技術マネジメント学課程	
	海事科学部	海上輸送システム学課程	
	海事科学部	マリンエンジニアリング課程	

イ 商船高等専門学校

富山商船高等専門学校	商船学科	航海コース及び機関コース
鳥羽商船高等専門学校	商船学科	航海コース及び機関コース
弓削商船高等専門学校	商船学科	航海コース及び機関コース
広島商船高等専門学校	商船学科	航海コース及び機関コース
大島商船高等専門学校	商船学科	航海コース及び機関コース

ウ 海技大学校

海技士教育科 海技専攻課程 海上技術コース (航海及び機関)

海技士教育科 海技専攻課程 海上技術コース (航海専攻及び機関専攻)

(注) 海上技術コース(航海専攻及び機関専攻)は、海運会社に雇用されている者(内定者を含む)であって、船員教育機関以外の大学、高等専門学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等と認められる者を対象に平成17年7月に新設され、平成18年度から練習船実習を開始。

エ 海上技術短期大学校及び海上技術学校

海技士教育科 海技課程 専修科

海技士教育科 海技課程 本科

海技士教育科 海技課程 乗船実習科

海技士教育科 海技課程 インターンシップコース(専修科及び本科)

オ 上記学校等の学生及び生徒に準ずる者として国土交通大臣が指定する者

(財)日本船員福利雇用促進センター(開発途上国船員養成事業を国から受託して実施する機関。)が委託する研修生

(注) 開発途上国船員養成事業は、STCW条約に加盟している先進海運国の責務として求められている事項に応えるために実施している事業。

(2) 航海訓練と学校等における席上課程との関連

上記学校等は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令に基づき登録船舶職員養成施設として登録し、当該登録の基準に基づく教育課程に船舶実習を組み込んでおり、その船舶実習は、航海訓練所で行うこととされている。すなわち、航海訓練所は、わが国の商船教育制度の下、学校等から一元的に学生等を受入れ、練習船で航海訓練を行っている。

なお、開発途上国船員養成事業は、開発途上国において STCW 条約を満足する上記船舶実習を円滑に行うことが難しい状況を踏まえて実施するものであり、航海訓練所が実施する航海訓練の内容は、研修生が出身国で受けた船員教育課程に応じたものとなっている。

資料6：練習船実習と船員教育機関における教育・訓練の関係図

(3) 訓練期間

訓練期間は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令に基づき、取得対象海技資格別に指定され、学校等の卒業者に対する乗船履歴の特例を満足する最短期間である。

また、前記特例は、取得対象の海技資格に応じて船種(帆船、ディーゼル船若しくはタービン船)別の乗船期間及び訓練海域を規定している。

なお、開発途上国の研修生に対する航海訓練所練習船における訓練期間は、開発途上国船員養成事業のスキームの中で3月と定められている。

資料7：取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

航海訓練の実施に際しては、各船員養成機関の養成目的、海運業界のニーズ及び関係する条約や国内法に基づく訓練を安全かつ効果的・効率的に行うとともに、職員研修及び自己評価体制を充実させること等により、訓練全般の質的向上と充実を図る。

- (a) 三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

- ・航海訓練の実施に当たっては、船員教育のあり方全般の見直しを反映するとともに、船員に不可欠な「資質の涵養」と「基礎的技能の習得」の両面に力点を置いたうえ、意見交換会等の積極的な開催により把握した内航・外航の海運業界ニーズ及び国際的な海事の動向を反映することにより、訓練の質の一層の向上を図る。
- ・航海訓練の方法については、訓練プログラムの工夫による訓練対象グループの少人数化を図る等、教える側と教わる側の双方向性を重視した効果的なものとする。
- ・実船を訓練の場とする特徴を一層活用した効果的な航海訓練の充実を図る観点から、定期的に航海訓練課程等の見直しを実施する。
- ・各級海技士養成において、「改正 STCW 条約」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等関係する条約や国内法に基づく訓練を効果的・効率的に実施するため、座学課程との連携を深め、訓練内容の精選を行う。
- ・実習生の配乗に当たっては、各船員教育機関の定員等を踏まえた受入計画に基づき、各船員教育機関の養成目的及び関係法令等の要件を満たすとともに、船員教育機関及び海運業界等からの意見を反映させる。
- ・内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要がある場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・管理能力向上に向けた実務訓練
- ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
- ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与
- ・SOLAS 条約、ISPS コード、SMS 等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

航海訓練の実施に当たっては、船員に不可欠な「資質の涵養」と「基礎的技能の習得」の両面に力点を置いたうえ、意見交換会等の積極的な開催により把握した内航・外航の海運業界ニーズ及び国際的な海事の動向を反映することにより、訓練の質の一層の向上を図る。

実習生の配乗に当たっては、各船員教育機関の定員等を踏まえた受入計画に基づき、各船員教育機関の養成目的及び関係法令等の要件を満たすとともに、船員教育機関及び海運業界等からの意見を反映させる。

内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要がある場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・管理能力向上に向けた実務訓練
- ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
- ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与
- ・SOLAS 条約、ISPS コード、SMS 等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練

条約や国内法に基づく訓練を効果的・効率的に実施するため改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入するとともに、その検証を行う。

①年度計画における目標設定の考え方

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

- ・日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を設定した。
- ・条約や国内法に基づく訓練を効果的・効率的に実施するため改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入するとともに、その検証を行うことを設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

- ・船橋での航海当直を一人で行わせることや、整備作業において計画から安全対策、作業の実施、後片付けに至る全てを実習生主体で実施させ、管理能力向上を図った。
- ・米国商船学校から招聘した海事英語アシスタント・アドバイザー及び海事英語訓練の民間開放により乗船した海事英語インストラクター、並びに世界海事大学 (WMU) 留学又は外地派遣の経験のある教官を活用して、出入港配置での号令、当直引継、上長への報告要領、他船及び陸上局との通信等の実習を実施し、実践的なコミュニケーション訓練強化を図った。
- ・ヒューマンエラーの発生要因を説明し、事故事例を題材とした視聴覚教材を活用して、安全管理についての考察・検討を行わせ、安全管理能力の向上を図った。
- ・条約に関わる実習については、背景等を説明し、実際の運用の中で経験させ、国際動向を理解させた。
- ・改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を大学1年生の実習から導入し、継続的に検証・修正を行い、商船高等専門学校学生の実習にも導入した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

- (b) 四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

- (b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・即戦力化を目指した実務訓練
- ・モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与
- ・航海当直能力向上のための基礎技能訓練
- ・「指差呼称」の徹底など安全確認の体得

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

- (b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・即戦力化を目指した実務訓練
- ・モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与
- ・航海当直能力向上のための基礎技能訓練
- ・「指差呼称」の徹底など安全確認の体得

3級海技士用の新たな指導要領等の導入に合わせ、4級海技士についても新たな指導要領等の作成作業を開始する。

①年度計画における目標設定の考え方

- (b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

- ・若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とした訓練内容の充実・強化を図ることを設定した。
- ・3級海技士用の新たな指導要領等の導入に合わせ、4級海技士についても新たな指導要領等の作成作業を開始することを設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- (b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

- ・実習後期に、舷外作業と危険予知訓練を組み合わせるなど実態に即した実習を展開し、即戦力化の強化を図った。
- ・実習生主体当直を実施し、船員としての自覚と責任感を付与するよう努めた。

- ・ ポンプや原動機等の開放実習等における工具の準備から安全対策・点検・復旧・手仕舞いまでを実習生に行わせ、即戦力化を目指すとともに、職業意識を植え付けるよう努めた。
- ・ 甲板機械及び機関室各機器の操作実習では、「指差呼称」等の安全確認を徹底させ、反復して行わせることにより安全確認を体得し、操作ができるように努めた。
- ・ 改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」の改訂について、現場の意見を反映し、改訂案を作成した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画に基づき訓練を実施し、実習生全員の訓練課程の修了を目指す。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

- ・ 船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。
- ・ 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

①年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの科別、学年別受入実績や在籍者数を踏まえ、平成19年度実習生受入計画を立案し、その受入計画に基づき、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等を考慮した平成19年度実習生配乗計画を作成することを設定した。

知識試験及び実技試験により、実習生の到達レベルを確認するとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指すことを設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各船員教育機関からの科別、学年別受入実績や在籍者数を踏まえ、平成19年度実習生受入計画を立案し、その受入計画に基づき、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等を考慮するとともに、「船員教育のあり方に関する検討会報告」の方向性に対応して創設される六級海技士(航海)課程の乗船実習受入について検討し、関係機関との調整を図って、平成19年度実習生配乗計画を作成した。

資料5：平成19年度実習生配乗表

「船員教育のあり方に関する検討会」のとりまとめの方向性に対応する実習生受入計画及び配乗計画を検討した。

知識試験及び実技試験により、実習生の到達レベルを確認するとともに、再指導等の徹底により、訓練課程の修了率は99.5%であった。

資料4：平成18年度実習生受入修了実績

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 各船員教育機関等の船員養成スキーム等

* 大学：

平成15年10月各商船大学が他大学と統合の上、平成16年4月から国立大学法人に移行。大学における船員養成スキームに関しては別添資料8のとおり。また、平成16年度からは、大学の学制改革により、東京海洋大学海洋工学部及び神戸大学海事科学部からの大学1・2年次の受入れ実習生数が大幅に増加した。

資料8：商船系大学における平成16年度以降の実習制度

* 商船高等専門学校：

平成16年4月から独立行政法人高等専門学校機構に統合、各学校とも船員養成数に変更なし。

* 海技大学校：

一般大学、高専卒業者等を対象とした三級海技士養成課程の海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専攻及び機関専攻）が平成17年度に新設された。また、専修科の卒業者を対象とした三級海技士養成課程の海上技術コース（航海専修及び機関専修）及び一般高等学校卒業者等を対象とした海技士コース六級海技士（航海）養成課程が平成19年度に新設予定。

* 海上技術短期大学校、海上技術学校：

本科 = 専修科重点化策により、平成20年度に宮古海上技術学校に専修科を新設予定。
 専修科 = 平成17年度から募集定員を40名増加させている。
 インターンシップ課程（専修科）及び（本科） = 規程等の諸整備を行い、平成16年4月に初めてのインターンシップ課程（専修科）実習生を受入れた。

* 開発途上国研修生（ODA 実習生）：平成18年度にベトナムからの受入が復活。

○ 中期計画人数—配乗計画人数—受入者数—修了者数—終了率

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計・平均
中期計画人数	1848	1856	1857	1857	1811	9229
配乗計画人数	1917	1917				
受入者数	1768					
修了者数	1759					
終了率（%）	99.5					
備考	*1					

人数：受入延べ人数で表示（18年度内訳は資料4参照）

中期計画人数：平成17年10月での推測人数

配乗計画人数：前年度における在籍者及び進路調査（最終調査12月）を基に策定している。

備考：*1. 海技大学校 海上技術コース（航海専攻及び機関専攻）の学生に対する航海訓練開始

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

- (d) 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の整備を実施する。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

- (d) 訓練機材の整備
- ・ 多人数かつ養成課程の異なる実習生を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面並びにその運航場面を事前及び事後に再現することを通じて、効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。なお、オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材の活用を検討することにより、訓練効果の向上を図る。
 - ・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

- (d) 訓練機材の整備
- 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、国際 VHF 模擬通信装置や海事英語演習機材等の導入を継続実施する。
- 国際基準による訓練体制全般の評価システム(QSS)の実習データ管理に係るシステム構築に向けて、概念設計及び仕様を検討する。

①年度計画における目標設定の考え方

海事英語訓練の充実、条約に対応した訓練の充実、即戦力化への対応等が可能となるよう、訓練機材の整備を設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における主な訓練機材の整備は以下のとおり。

- 海事英語訓練の充実関連
 - ・ 国際 VHF 模擬通信装置及び視聴覚教材を日本丸に導入した。
 - ・ 外国版電子海図を日本丸、海王丸、大成丸、青雲丸に整備した。
- 条約に対応した訓練の充実関連
 - ・ 海事セキュリティー訓練教育教材を全ての練習船に導入した。
- 即戦力化への対応関連
 - ・ 配線工事实習用資材及び工具を海王丸及び銀河丸に整備した。
 - ・ 実習用「渦巻きポンプ」「ギヤポンプ」を銀河丸及び青雲丸に導入した。

資料9：主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表

国際基準による訓練体制全般の評価システム(QSS) (以下「資質基準システム(QSS)」という。)の実習データ管理に係るシステム構築に向けて、既存の「実習訓練情報システム」を活用した設計を検討し、そのプログラムの変更及びデータ管理用のハードウェアの更新を行った。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

当所教官自ら、より効果的な訓練が可能となるよう、各種教材の開発に努めており、「通信訓練装置」（テレックス訓練用シミュレーションソフトウェアの開発）は、平成18年3月10日付で特許登録された。

開発中の教材

- ・ 海事英語自習ソフトウェア
- ・ 東京湾航行のための教材
- ・ 海上交通安全法に定める航路を理解するための自学自習プログラムの作成

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

(e) 海運業界のニーズを把握するために、海運業界や関係機関との意見交換会等を年間15回程度開催し、その意見等を航海訓練に反映するように努めることとする。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

(e) 意見交換会の開催

・内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するための意見交換会を年間15回程度開催するほか、海運業界が訓練現場を視察する機会を設けること等により、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

(e) 意見交換会の開催

内航及び外航のニーズを的確に把握するための意見交換会を15回程度開催するほか、海運業界が訓練現場を視察する機会を設けること等により、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。

①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画目標のとおり、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を15回程度開催することを設定するとともに、内航及び外航業界に対する練習船視察会を実施することとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

平成18年度の意見交換会開催実績は19回（年度目標値の1.27倍）であった。

資料10：平成18年度関連学校等との意見交換会開催実績

内航海運との連携を図るための練習船視察会及び中小の外航海運関係者を対象とした練習船視察会を実施し、併せて意見交換を行った。また、「船員教育のあり方に関する検討会」委員の練習船視察会を実施した。（練習船視察会実施回数 計8回）

内航若年船員の確保・育成に係る連携について内航海運業界及び船員教育機関と意見交換を行い、生徒募集活動について、海技教育機構と連携して練習船見学会や練習船一般公開等でのパンフレット配布等を行った。また、若者の海への関心を高める活動での連携について、関係機関と意見交換を行った。

資料11：平成18年度練習船視察等実績

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中小の外航海運関係者による練習船視察会後の意見交換会では、当所が取り組んでいる海事英語訓練の強化や少人数での分団実習、ベテラン船員によるOJTについて評価をいただき、なぜ、実習生の人数を少なくして更に効率良く、人材を育てないのか等の意見をいただいた。

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

(f) 訓練期間の初期及び終期に行う実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

(f) 実習生による評価

- ・実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。
- ・実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に行う上記訓練評価を、年間20回程度実施する。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

(f) 実習生による評価

訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期にアンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施する。

①年度計画における目標値設定の考え方

訓練期間の初期及び終期にアンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施することを設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

実習生による訓練評価を20回実施した。

アンケート調査を集計・解析し、実習生の満足度等を定量的に把握するとともに、満足度が低かった実習等については、原因を考察し（資料13）、対策を検討して、現場へのフィードバックを行った。

資料12：アンケートの活用要領

資料13：平成18年度アンケート調査実施結果概要

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

当アンケートの取組みは、実習生による航海訓練評価の指標として、資質の涵養に関する訓練効果及び実習生の航海訓練に対する満足度等を把握することを主な目的としている。

引き続き資質基準システム（QSS）のPDCA機能と実習生による評価とを活用し、訓練効果、満足度の定量的な把握、及び航海訓練の質を改善していくこととしている。

資料14：平成19年度アンケート調査実施計画

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

(g) 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、もって組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

(g) 職員研修

・職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、もって組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。また、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、計画的に世界海事大学等の海外の教育研究機関に留学させることを推進する。

・期間中に延べ500名以上に対し研修を実施する。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

(g) 職員研修

職員の職務別、階層別に求められる能力と適性の観点に立った研修計画を、より効果的な研修の実施方法と合わせ策定する。

期間中に、職員の職階別、職務別に、延べ100名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を実施する。加えて海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。

職員1名の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。

①年度計画における目標値設定の考え方

職員の職階別、職務別に、延べ100名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施することを設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

出来るだけ多くの職員に対して研修を実施できるよう、職員を外部に派遣するのではなく、講師を練習船に招いて研修を実施する方法を試行した。（旋盤研修等）

平成18年度の研修受講者数は延べ214名（年度目標値の2.14倍、海技職及び教育職183名、行政職31名）であった。

資料15：平成18年度職員研修実績

海技職及び教育職職員に対し実施した主な研修は以下のとおり。

○ 外部研修（147名）

①各職種の業務内容に関する研修

・操船シミュレータ研修及びBRM研修、溶接研修、サーバシステム管理研修等

②教育指導及び安全衛生に関する研修

・海上防災訓練、内航商船実務研修、衛生管理研修、船舶保安管理者研修等

○ 内部研修（36名）

①採用職員研修

②昇任研修

研修員の知見の活用

海事関係諸機関から受け入れる研修員の知見を積極的に活用し、「トン数と測度」、「船舶安全法概要」、「タンク内腐食事例」、「海運分野における地球温暖化防止対策」等、船内における研修を充実させた。

海外留学

国土交通省等の協力を得て、職員1名の世界海事大学(WMU)「海事教育訓練コース」への留学を継続させた。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

研修実施人数累計（中期計画目標人数500名以上）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
研修実施人数	214					214

(中期目標 3-(1)「航海訓練の実施」)

(h) 組織全体で安全管理体制のより一層の充実を図るために、船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制の定期的な見直し、ISMコード認証の任意取得、安全風土の確立、陸上からの船隊支援体制の強化等を図る。

(中期計画 2-(1)「航海訓練の実施」)

(h) 安全管理の推進

・船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。

・自主的に導入してきた上記船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則 (ISMコード) 認証を任意取得することで、同システムの透明性・客観性を確保するとともに、組織内の安全風土を確立し、緊急事態等に係る演習を実施するなど、安全管理体制のより一層の充実と海難を含む事故防止の徹底を図る。

・ITの活用を含めた陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。

- ① 台風等対策支援チームの設置
- ② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実
- ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化

・毎年新たな目標を定めて策定する健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進し、特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。

(年度計画における目標 2-(1)「航海訓練の実施」)

(h) 安全管理の推進

船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図るため、次の事項を実施する。

- ① 見直し及び改善を実施した船舶安全運航管理システムに基づき、任意ISM認証を取得する。
- ② 組織内安全風土の確立に向けた活動を推進するとともに、緊急事態等に対応した演習を実施する。
- ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化を図るため、サーバの更新準備と各船及び各課のデータベースを構築する。必要に応じ、台風等対策支援チームを設置するとともに、台風等に係る避泊地情報データベースを構築し、その充実に向けた情報の収集と共有を図る。
- ④ 健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を検討する。また、メンタルヘルス活動の質を高め、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図るとともに、効果的な実施方法を検討する。

①年度計画における目標設定の考え方

- ① 見直し及び改善を重ね運用してきた船舶安全運航管理システムをベースに、任意ISM認証を取得することを設定した。
- ② 組織内安全風土の確立に向けた活動推進及び緊急事態等に対応した演習の実施を設定した。

- ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化を図るため、サーバの更新準備と各船及び各課のデータベースを構築することを設定した
- ④ 健康保持増進計画を策定してその活動を推進すること、特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を検討すること及びメンタルヘルス活動の質を高め、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図るとともに、効果的な実施方法を検討することを設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

人命と船舶の安全確保及び健康保持増進並びに環境保護を図るため、次の事項を実施した。

- ① 任意 ISM 認証の取得を目指し、既存の船舶安全運航管理システムを基に、陸上及び練習船隊を一括管理する SMS 安全管理マニュアルを作成した。 資料 16：安全管理体制

内部監査及び同マニュアルの見直し及び改訂を重ね、陸上組織である本所については平成 18 年 9 月 29 日に適合認定書 (DOC) を、練習船については平成 19 年 3 月 14 日をもって、5 隻全てが船舶安全管理認定書 (SMC) を取得した。

- ② 安全推進室関係のデータベースを充実させるとともに、インシデントが発生した場合は、その都度データベースに掲載して注意喚起を行い情報の共有化を図った。また、「台風と海難」、「災害発生事例集」、「ヒヤリハット事故報告書まとめ」等の参考資料を充実させた。

平成 18 年 10 月 20 日の「海王丸海難事故の日」に理事長から全職員へのメッセージを送るとともに、海王丸海難時の報道 VTR を放映して職員に視聴させ、事故を風化させないように取り組んだ。また、10 月 20 日から 26 日を「緊急対応能力強化週間」とし、各練習船が各船の設備に応じた緊急時の具体的対応を検討・確認するとともに、10 月 24 日に練習船での緊急事態に対応するための訓練を本所及び練習船が連携して実施した。

平成 19 年 2 月 15 日に神戸港において、練習船が初めてテロ対応合同訓練に参画した。

- ③ ネットワークセキュリティのためにサーバを独立した部屋に設置し、データバックアップ用ハードディスクを大容量のものに変更するなど、サーバ更新の準備を進めるとともに、各練習船の通信士全員にシステム研修を実施し、ネットワーク管理の強化・充実を図った。また、各課のデータベースのうち、乗組員の配乗管理システムを改良・強化した。

資料 17：船・陸間情報通信ネットワークの概要図

台風等避航に係る気象情報の充実を図るために民間気象情報サービス会社と契約を結ぶとともに、台風対策を円滑に行うため、海務課で台風発生時の対応訓練を実施した。平成 18 年度は、台風 3 号、7 号、16 号、17 号及び 18 号に対する台風対策支援チームを設置して、各船で入手できない情報等を陸上から提供するなど各船に対する陸上からの支援を行った。

また、昨年度にまとめた避泊地情報データベースについて、各練習船からの実績情報を収集し、データの更新を行った。 資料 18：避泊地情報データベース

- ④ 「平成 18 年度健康保持増進計画」を策定し、これに基づき、健康保持増進活動を実施した。生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を含め、産業医による訪船指導、個別相談等の実施を検討し、試行を行った。

メンタルヘルス活動の質を高め、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上と効果的な実施を図るために、平成18年度は、各練習船5隻に対し2回の訪船カウンセリング及びセミナーを計画したが、天候等の事由により2隻については、1回の実施となった。

安全管理及び衛生管理に関する啓蒙を図るため、季刊誌「安全と衛生」を4回発行した。

資料19：安全管理の推進 健康保持増進活動の具体的な取組み

資料20：安全と衛生

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

災害防止活動に関しては、従来から国が定める船員災害防止基本計画に基づきその活動を実施してきたところであり、すでに確立されていることから中期計画の目標からは除外している。

安全と衛生に関する啓蒙活動

安全衛生に関する季刊紙『安全と衛生』に以下の特集記事を掲載し、啓蒙を図った。

夏＝「平成18年度航海訓練所船員災害防止実施計画及び健康保持増進実施計画について」

秋＝「船員災害ゼロを目指す安全管理 ー安全文化を確立する5つの（安全錨）ー」、
「にがうりのすすめ」

冬＝「設備・環境の点検整備結果報告」、「産業医からのワンポイント・アドバイス」、
「AED ってきたことありますか？」

春＝「安全推進室から」、「日本版救急蘇生ガイドラインの改訂」、「産業医からのワンポイント・アドバイス」

(中期目標 3- (1)「航海訓練の実施」)

(i) 自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図るとともに、新たな評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。

(中期計画 2- (1)「航海訓練の実施」)

(i) 自己点検・評価体制の確立

- ・自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。
- ・訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。

(年度計画における目標 2- (1)「航海訓練の実施」)

(i) 自己点検・評価体制の確立

新たな教育査察の形態を試行するとともに、任意 ISM 認証を取得し、自己点検・評価体制の改善を図る。

また、国際基準による訓練体制全般の評価システム (QSS) を運用し、訓練の質の向上を図るとともに、各項目ごとの実習訓練評価規準を策定する。

①年度計画における目標設定の考え方

自己点検・評価体制の改善及び資質基準システム (QSS) を運用し、実習訓練評価規準を策定することを設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

教育査察の主要点の変更、評価項目の細分化及び新たな5段階評価を用いた実習訓練評価規準に基づき、教育査察を試行した。

教育査察と並行して、資質基準システム (QSS) 並びに安全管理システム (SMS) の内部監査も同時に実施した。

各船に対して年1回、合計5回の教育査察を実施し、評価シートに基づく査察結果を全船に周知して、情報を共有することにより、業務運営の向上に努めた。

資質基準システム (QSS) の更なる規格条項への適合及び不適合定義の整理のため、民間コンサルタント会社を活用し、資質基準システム運用マニュアルの改訂 (第4版) を実施した。

資料21：教育査察評価票

資料22：平成18年度教育査察の実施結果

資料23：平成18年度 SMS 安全管理システム内部監査実績

資料24：平成18年度資質基準システム (QSS) 実施実績

内部評価委員会を3回開催し、外部委員から組織運営の効率化、航海訓練サービスの質の向上等に係る指摘やアドバイスを得た。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標 3－（2）「研究の実施」）

独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、航海訓練所の目的を踏まえて、航海訓練に関する研究を組織的に行い、その成果を活用して、実習生に対して航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能の習得に資するよう努めることとし、期間中に55件程度の研究を実施する。

（中期計画 2－（2）「研究の実施」）

独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究の成果を航海訓練に活用する。

また、研究業務の効率化を図るため船員教育訓練及び船舶運航技術に関して提言となる研究テーマを重点的に行う。具体的には、地球環境、ヒューマンエレメント、資質教育分野のテーマを掲げて研究を実施することにより研究を効果的に行い、得られた成果を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

（a） 研究件数

- ・研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。

（年度計画における目標値 2－（2）「研究の実施」）

独立行政法人航海訓練所法第11条第2号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

（a） 研究件数

期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については18件（新規3件、継続15件）程度、共同研究については15件（新規3件、継続12件）程度を実施する。

①年度計画における目標値設定の考え方

期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については18件（新規3件、継続15件）程度、共同研究については15件（新規3件、継続12件）程度を設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

平成18年度研究計画に基づき、以下の研究を実施した。

○独自研究について（新規研究2件＋継続研究16件＝）合計18件

資料25：平成18年度独自研究項目一覧

○共同研究について（新規研究3件＋継続研究13件＝）合計16件

資料26：平成18年度共同研究項目一覧

その内訳は、訓練の方法に関する研究8件、船舶運航技術に関する研究21件、その他海技及び

海事に関する研究 5 件である。

○中期計画目標値達成に向けた累計は、独自研究 18 件、共同研究 16 件となる。

資料 27：研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過

○新規独自研究

- ・ 「練習船における資質訓練に関する研究」
- ・ 「鋳鉄の応力と黒鉛化の関係に関する研究」

○新規共同研究

- ・ 「労働安全衛生マネジメントシステムにおける労働者参加型改善活動の実習生の教育カリキュラム導入に向けたモデルの作成及び実証的研究」
- ・ 「INT-NAV の実船評価に関する研究」
- ・ 「活性炭素繊維（ACF）による排煙処理装置の実船試験」

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

独自研究とは、航海訓練所教官が航海訓練業務と並行して実施するものであり、その成果は主に航海訓練所研究発表会における発表や調査研究時報又は調査研究諸報に掲載し、海事関係機関等に送付公表している。

共同研究とは、外部機関と共同研究協定書を締結し、当所の教官が各外部研究機関の担当者と共同で実施するものであり、実船データを高度に解析する点に特徴があり、その成果は海運界及び造船界等に公表している。

上記に関する各研究の研究期間は概ね 3 年～5 年を標準としている。各研究は当該年度の前年度に作成した研究計画に基づいて実施される。また、当該年度終了時に各研究の実施状況を踏まえて研究報告を作成している。いずれも関係機関に送付し、ホームページ上で公開している。

(中期目標 3-(2)「研究の実施」)
同上

(中期計画 2-(2)「研究の実施」)

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

- ・研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。
- ・各研究成果の指標化を図る。

(年度計画における目標値 2-(2)「研究の実施」)

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

研究項目の整理・見直しを行うとともに、次に掲げる研究テーマへの重点化を進める。

- ・ヒューマンエレメント（オンボードシミュレータの活用）
- ・地球環境保全
- ・資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）

グループ研究体制の強化を進め、研究成果の航海訓練への反映を図る。

①年度計画における目標設定の考え方

次に掲げる研究テーマへの重点化を進めるとともに、グループ研究体制の強化を進め、研究成果の航海訓練への反映を図ることを設定した。

- ・ヒューマンエレメント（オンボードシミュレータの活用）
- ・地球環境保全
- ・資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

研究項目を主に「教育方法」、「運航技術」、「その他海技及び海事」に整理し、重点化した研究テーマの地球環境保全について、「船舶の主機関及び発電機関から排出される PM の特性調査」に関する研究で、練習船に船舶用 PM 捕集装置を搭載し、排出される各成分の排出特性のデータ収集を実施して、その結果を日本マリンエンジニアリング学会で報告した。

グループ研究体制の強化を進め、効果的かつ効率的な実習訓練の質の向上に資することを目的として「練習船における資質訓練に関する研究」及び「船舶職員養成における座学課程と練習船実習の効率的連携に関する調査研究」の研究グループを立ち上げた。

その他、教材開発や実習技法に関する研究の成果を航海訓練に反映させた。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

研究評価体制

- ・ 効率的・効果的な研究の推進のため、平成18年度途中から新規研究2件及び平成19年度新規研究3件について事前評価を実施し、「適切」「概ね適切」の評価結果であった。
- ・ 研究の実施状況、手法確認及び継続の妥当性を検証するため、平成18年度継続研究8件について中間評価を実施し、「概ね適切」の評価結果であった。
- ・ 研究成果の検証・自己点検として、平成17年度に終了した研究8件についての事後評価を実施し、7件について「概ね適切」、1件について「やや不適切」の評価結果であった。
「やや不適切」の1件については、共同研究相手側の都合による研究中止によるものである。

研究業務に関わる内部評価

独自研究及び共同研究について、研究課題評価要領に基づき、新規研究課題については事前評価、継続研究については3年ごとの中間評価を、また、終了した研究については事後評価をそれぞれ実施している。

これらの評価は、調査研究専門部会において各研究課題評価報告書としてまとめられ、研究計画の修正及び内容の変更を検討するとともに、評価者の各研究に対する指摘事項、助言等を参考として効率的・効果的な研究活動の推進を図っている。

（中期目標 3－（3）「成果の普及・活用促進」）

独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、船員教育及び航海訓練に関する研究成果並びに海事思想を広く普及・活用するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に際しては、船員教育及び船舶運航関係の知識、技術、航海訓練に関する研究成果及び情報等を外部へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

（中期計画 2－（3） 社会に対する成果等の普及・活用促進（付帯業務の実施））

独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。

組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。

（a） 技術移転等の推進に関する業務

- ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受入れ、希望に応じた内容の実施に努めるとともに、IMOやILOの動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。
- ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。
- ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。
- ④ 国際交流を拡充する。

期間中に6件程度の国際会議へ参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。

（年度計画における目標値 2－（3）社会に対する成果等の普及・活用促進（付帯業務の実施））

独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。

具体的には次の事項の達成を図る。

（a） 技術移転等の推進に関する業務

- ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から、合計60名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の実施に努める。
- ② 期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、2名の船員教育専門家派遣を継続する。
- ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。
- ④ 技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画し、国際的連携を深める。

また、WMU留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じ、国際的連携を深める。

①年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に実施するものとして、中期計画の5分の1程度に設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ① 海事関連行政機関及びJICAを通じた海外2機関を含む船員教育機関からの要請に応じ、13機関から延べ272名の研修員を受入れた。（年度目標値の4.53倍）

資料28：平成18年度研修員受入実績

- ② 船員教育専門家派遣について、平成15年度からの1名の派遣を終了し、平成17年度からの1名の派遣を継続した。

- ③ 専門分野の委員として26名（年度目標値の1.37倍）の職員を延べ40の委員会の委員等として派遣した。

資料29：平成18年度各種委員会への委員派遣実績

- ④ 技術移転等を推進するため、「Global MET（旧AMETIAP:アジア太平洋地区海事教育機関連合）」の国際会議に参画し、また、「INSLC（国際航海系シミュレータ教育者会議）」において当所職員が発表及び論文発表を行った。

海事関連行政機関等の要請により、「International Seminar on the Maritime Labor Convention 2006」に国内検討委員として職員を派遣して海事関係の行政分野に貢献するとともに、IMOの海上安全委員会等に2回職員を派遣して国際的動向把握に努めた。

当所の世界海事大学（WMU）留学経験者がバンコクで開催された人的ネットワークを強化するためのWMU 笹川フェローセミナーでの議長を務めた。また、日本研修のため来日したWMU 笹川奨学生が練習船を見学するなどして、当所職員と交流を持ち、国際交流に努めた。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海外船員教育専門家派遣人数累計（中期計画目標5名程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
短期専門家	0					0
長期専門家	新規0 継続2					2

各種委員会への委員派遣実績（中期計画目標95名程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
派遣委員数	26					26
委員会等数	40					—

国際会議参画実績（中期計画目標6件程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
参画件数	3					3

(中期目標 3 - (3) - 「成果の普及・活用促進」)

同上

(中期計画 2 - (3) 社会に対する成果等の普及・活用促進 (付帯業務の実施))

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進

- ・研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。
- ・研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。
- ・研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。また、船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で取組むことが可能な研究については、積極的に外部研究機関等と提携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。
- ・30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(年度計画における目標値 2 - (3) 社会に対する成果等の普及・活用促進 (付帯業務の実施))

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進

- 研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開するとともに、研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。
- 研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに6件程度の学会発表を行う。
- また、必要に応じて特許等の出願を図る。

①年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では5年間の発表件数を、論文発表について30件程度、学会発表について30件程度としており、年度計画では、毎年の発表件数をそれぞれの1/5に設定した。

②実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

調査研究時報2回及び諸報3回 (掲載計23編) を発行し、所内外関係先に配付した。

資料30:平成18年度所内研究報告実績一覧

当所のホームページに各研究成果の概要を掲載し、積極的な情報開示に努めた。

外部論文発表 10件 (年度目標値の1.67倍) 資料31:平成18年度所外研究報告実績一覧

外部学会発表 11件 (年度目標値の1.83倍) 資料32:平成18年度所外研究発表実績一覧

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

論文発表及び学会発表件数

論文発表件数は各種学会での査読を経て掲載されるもの（共著を含む。）としている。また、学会発表件数は各学会の発表会又は講演会等において予稿集を作成の上発表されるものとしている。

それぞれの件数に関しては、年間の活動報告として、上記基準によりそれぞれを精査して計上したものである。

定期刊行物

航海訓練所においては研究成果の発表誌として調査研究時報及び同諸報を発行している。

時報及び諸報の区分は、航海訓練所の業務に関し、有用性、独創性、信頼性又は完結性に優れた論文を掲載するものを時報とし、航海訓練所の業務に関し、有用性を認めた論文を掲載するものを諸報として、例年6月、10月及び1月の3回にわたって論文の募集を行い、上記基準に照らし合わせて内容を審査し発行の可否を決めている。

外部論文発表件数（中期計画目標30件程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
論文実績件数	10					10

外部学会発表件数（中期計画目標30件程度）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
発表実績件数	11					11

(中期目標 3－(3)「成果の普及・活用促進」)

同上

(中期計画 2－(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進(付帯業務の実施))

(c) 海事思想普及等に関する業務

国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるという観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。

- ・国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して、海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年4～5回程度実施する。
- ・練習船機能を活かした、青少年等の体験航海を実施する。
- ・マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。

(年度計画における目標値 2－(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進(付帯業務の実施))

(c) 海事思想普及等に関する業務

広報委員会を積極的に活用すること等により、当所が担うべき海事思想普及、及び広報に関する業務の改善方を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含めた次の業務を実施する。

- ① 練習船の寄港地における一般公開を2～5回程度実施する。
- ② 練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を20回程度実施する。
- ③ 海王丸において青少年等の体験航海を実施する。
- ④ 前年度から試行し、好評であった訪問型海事思想普及活動について、発展継続させる。
- ⑤ 必要とされる情報、業務成果をマスメディア、ホームページ、広報紙(ナイスティール)、航海訓練レポート(年度実績報告)、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することにより更なる情報の発信を行う。
- ⑥ 練習船の一般公開時や海フェスタ等の海事関係イベントに参加し、当所及び航海訓練に関する広報活動を行う。

①年度計画における目標値設定の考え方

寄港要請数及び従来の一般公開・見学会の実績を踏まえ、回数を設定した。

その他、当所が担うべき海事思想普及、及び広報に関する業務の改善方を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含めた業務の実施を設定した。

②実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

当所の広報活動に関するヒアリング調査を実施し、広報に関する業務の改善方を検討した。

- ① 練習船の一般公開を延べ27回実施した。
 - ・寄港要請に対し27件対応した。

- ・平成18年度の一般公開等による練習船見学者の合計は85,629名であった。
- ② 練習船見学会を19回実施した。
- ・平成18年度の練習船見学会には合計1,380名の児童・生徒等が参加した。
 - ・寄港地の教育委員会等とも連携して、体験学習を組み込むなどの工夫を行いながら、発展継続させるよう努めた。
- ③ 海王丸において、青少年を対象とした体験航海を8回（国内7回、遠洋航海1回）実施し、135名が参加した。
- ④ 小学校や児童館を訪問して、VTRや写真を利用し、海・船に関する話を行う「訪問型海事思想普及活動」を財団法人船員教育振興協会の協力を得て4回（東京2回、岡山、横浜）実施した。
- ⑤ 次のとおり広報し、情報発信に努めた。
- プレスリリースの実行
 - ・上半期及び下半期一般公開日程
 - ・海王丸見学者100万人達成見込み
 - ・銀河丸で双方向海洋ブロードバンド通信に関する実験を公開
 - ・練習船「海王丸」ホノルルに向けての遠洋航海に出港
 - ・練習船「青雲丸」神戸港でテロ対応合同訓練に初参加
 - ・練習船「青雲丸」を外航オーナーズ協会会員7社が視察
 - ・航海訓練所第6回研究発表会の開催のお知らせ
 - ホームページのリニューアル 資料33：独立行政法人航海訓練所ホームページ
 - ナイスティー15号、16号及び新年号を発行
 - 平成17年度航海訓練レポート発行
 - 平成18年度版パンフレット発行
 - 12月7日、横浜港において練習帆船海王丸のプレス見学会実施
 - 開催を関係諸機関に周知した上、外部にオープンの研究発表会を開催(発表件数21件)

資料34：独立行政法人航海訓練所第6回 研究発表会

資料35：平成18年度所内研究発表実績一覧
 - 当所カレンダーを作成し、関係各所に配布
 - 庁舎1階ロビーでの練習船模型の展示を継続
- ⑥ 次の海事関係イベントに参加し、広報ブースを設営して、当所及び航海訓練に関する広報を行った。
- ・東京みなと祭 5月13日～14日
 - ・横浜開港祭 6月 1日～ 2日
 - ・海フェスタとやま 「海の総合展」 7月15日～23日

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

<一般公開・見学会の各船別実施状況>

◎一般公開

船名	実施回数	見学者数
日本丸	8回	26,942名
海王丸	13回	51,533名
大成丸	1回	378名
銀河丸	3回	5,480名
青雲丸	2回	1,296名
合計	27回	85,629名

◎見学会

船名	実施回数	参加者数
日本丸	6回	492名
海王丸	6回	473名
大成丸	3回	103名
銀河丸	1回	158名
青雲丸	3回	154名
合計	19回	1,380名

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、航海訓練所の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。

(中期計画 3- (1) 「自己収入の確保」)

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。

(年度計画における目標値 3- (1) 「自己収入の確保」)

乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。

また、新たに海技士身体検査証明書の発行費用の徴収を開始する。

①年度計画における目標値の考え方

乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受することを設定した。

新たに海技士身体検査証明書の発行費用の徴収を開始することを設定した。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ・乗船実習証明書再発行手数料、運航実務研修に係る研修費、船員教育機関等からの委託に係る受託料、講師派遣料、教科参考資料の有料配布、及び練習船における清涼飲料水自販機の設置に関する施設貸付を引き続き行い、自己収入の確保を図った。
- ・海技士身体検査証明書の発行手数料の収受を開始した。

上記自己収入に係る平成18年度の実績は24,013千円であった。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

同上

- (中期計画 3-(2) 「予算(人件費の見積もりを含む)」
 3-(3) 「平成18年度～平成22年度収支計画」
 3-(4) 「平成18年度～平成22年度資金計画」)

(年度計画における目標値)

- 3-(2) 「期間中の予算計画(人件費の見積もりを含む)」
 3-(3) 「期間中の収支計画」
 3-(4) 「期間中の資金計画」)

(実績値)

1. 予算

区 別	中期計画 予算 金額(百万円)	年度計画 期間中の予算計画 金額(百万円)	実績値 金額(百万円)
収入			
運営費交付金	33,370	6,654	6,654
施設整備費補助金	768	126	126
受託収入	43	9	7
業務収入	119	24	56
計	34,300	6,812	6,843
支出			
業務経費	9,691	1,972	1,987
施設整備費	768	126	126
受託経費	43	9	7
一般管理費	978	199	200
人件費	22,820	4,506	4,518
計	34,300	6,812	6,839
	[人件費見積もり] 期間中総額18,652 百万円支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費見積もり] 年度中総額 3,730 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の実績] 年度中総額 3,664 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2. 収支計画

区 別	中期計画		年度計画		実績値	
	平成 18 年度～平成 22 年度 収支計画 金額 (百万円)		期間中の収支計画 金額 (百万円)		金額 (百万円)	
費用の部	33,659		6,712		6,643	
経常費用	33,659		6,712		6,643	
業務費	31,085		6,196		6,193	
受託経費	43		9		7	
一般管理費	2,404		481		393	
減価償却費	127		25		49	
雑損	-		-		1	
収益の部	33,659		6,712		6,610	
運営費交付金収益	33,370		6,654		6,009	
受託収入	43		9		7	
業務収入	119		24		56	
資産見返負債戻入	127		25		537	
資産見返負債戻入	127		25		537	
純利益	0		0		△33	
目的積立金取崩額	0		0		38	
総利益	0		0		4	

3. 資金計画

区 別	中期計画		年度計画		実績値	
	平成 18 年度～平成 22 年度 資金計画 金額 (百万円)		期間中の資金計画 金額 (百万円)		金額 (百万円)	
資金支出	34,300		6,812		7,444	
業務活動による支出	33,532		6,686		7,048	
投資活動による支出	768		126		167	
財務活動による支出	-		-		229	
次期中期目標期間への繰越金	0		0		0	
資金収入	34,300		6,812		7,011	
業務活動による収入	33,532		6,686		6,885	
運営費交付金による収入	33,370		6,654		6,654	
受託収入	43		9		7	
業務収入	119		24		223	
投資活動による収入	768		126		126	
施設整備費補助金による収入	768		126		126	

①年度計画における目標値の考え方

1. 予算

- ・運営費交付金は、運営費交付金の算定ルールに基づき算出した。

〔人件費＝積算上の前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額〕

〔業務経費＝{前年度業務経費相当額（所要額計上経費を除く）±学生数等の当年度増減に伴う額}×消費者物価指数×効率化係数＋当年度の所要額計上経費〕

〔一般管理費＝前年度一般管理費相当額（所要額計上経費を除く）×消費者物価指数×効率化係数＋当年度所要額計上経費〕

2. 収支計画

- ・業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
- ・減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費。
(資産見返負債戻入のうち)
- ・資産見返運営費交付金戻入は、運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費相当額及び棚卸資産の費用化相当額。
- ・資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額。

3. 資金計画

- ・投資活動は、資金支出：固定資産の取得による支出。
資金収入：施設整備費補助金による収入。
- ・財務活動は、ファイナンス・リース（海王丸）債務の返済による支出。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

実績値については、中期計画の区分に準じて記載している。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

年度計画と実績値に乖離が生じている項目及びその理由

1. 予算

<収入> 業務収入 : 受取保険料など。

<支出> 業務経費 : 船舶用燃料の高騰など。
人件費 : 予定外の退職者の増。

2. 収支計画

<費用の部> 一般管理費 : 管理諸経費の抑制など。

<収益の部> 業務収入 : 受取保険料など。

3. 資金計画

<資金支出> 業務活動 : 船舶用燃料の高騰など。

投資活動 : 固定資産の取得など。

財務活動 : ファイナンス・リース（海王丸）返済分。

なお、平成18年度の契約状況については、

◇一般競争入札（５３件、総額１，１２６，０５４千円）

◇指名競争入札（なし）

◇随意契約（２７件、総額 ５８８，４９６千円）

※ 理由例：会計規程第３９条第１項に基づいて実施。

◇企画競争・公募（なし）

となっている。また、これまで随意契約だったものから競争入札に移行したものは入渠資材の購入等、計１２件であった。

以上から、平成１８年度の契約については、

- ・適切に実施されているが、引き続き一般競争入札の原則を徹底することが必要。

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、
1, 200百万円とする。

(年度計画における目標値 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、
1, 200百万円とする。

①年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費交付金の2ヶ月分程度を想定。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入金の実績なし。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 5 「重要な財産の処分等に関する計画」)

なし。

(年度計画における目標値 5 「重要財産の処分計画」)

なし。

①年度計画における目標値の考え方

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 財務内容の改善に関する事項)

同上

(中期計画 6 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

(年度計画における目標 6 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

①年度計画における目標設定の考え方

剰余金の使途であるため具体的目標は設定していない。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

今期における剰余金は4百万円であったが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金とした。

5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(中期目標 5-(1)「施設・設備の整備」)

航海訓練所の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画 7-(1)「施設及び設備に関する計画」)

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

①東京港晴海専用棧橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備費 航海訓練所晴海専用 棧橋の改修工事	459	独立行政法人航海訓練所 施設整備費補助金

②効果的な訓練機材の配備充実を図る。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備費 航海訓練所練習船の オンボード操船シミュ レータ施設整備	309	独立行政法人航海訓練所 施設整備費補助金

(年度計画における目標 7-(1)「施設・設備の整備」)

「東京港晴海専用棧橋」の老朽化に対する安全確保のための改修工事の着工。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備費 航海訓練所晴海専用 棧橋の改修工事	126	独立行政法人航海訓練所 施設整備費補助金

①年度計画における目標値設定の考え方

「東京港晴海専用棧橋」の老朽化に対する安全確保のための改修工事の着工を設定した。

②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成18年度及び19年度の2ヶ年で実施するため、東京都港湾局及び海上保安部等の関係部局への事前説明を行い、設計図書を作成した。平成19年3月には施工業者が決定し、着工した。

③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 5-(2)「人事に関する計画」)

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。

(中期計画 7-(2)「人事に関する計画」)

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

(参考)

人件費削減の取り組みによる前年度予算に対する各年度の人件費削減率は以下のとおり。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
△7.8%	—	—	—	—

(年度計画における目標値 7-(2)「人事に関する計画」)

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

①年度計画における目標値設定の考え方

前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行うことを設定した。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとした。

②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画に掲げる削減計画は平成18年度に達成した。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めた。

③実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見直し

--

④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

第2章 自主改善努力評価のための報告

自主改善努力の実績

航海訓練サービス・質の向上を命題として、現場や職員の創意工夫による自主的で前向きな取組みである自主改善努力の項目を「1. 訓練内容の改善」、「2. 業界・国民のニーズへの対応」、「3. 業務内容の改善」に分類整理した。

資料36：平成18年度独立行政法人航海訓練所自主改善努力のポイント

1. 訓練内容の改善

1-1 実習技法の工夫

● オンボード操船シミュレータを用いた訓練の工夫

活動状況 実習生が十分な知識、技能、経験を持っていないことを考慮した適切なシナリオを作成し、事後検討会において自己評価表を用いることにより、効果的なオンボード操船シミュレータ実習を4級実習生に対し行った。

効果 自己評価表を導入したことにより、実習生は事後検討会において改善すべき点を明らかにすることができ、事後の実習においてそれらを活かすことができるようになった。

今後の検討課題

実習生が自主的にPDCAサイクルを実施できる実習展開が不可欠。

1-2 船員としての知識と技能の活用

● 実習終期における公開講座の実施

活動状況 主に船内各部のベテラン乗組員が講師となり、当該船の実習カリキュラムには無い項目ではあるが、「ペンキの種類と管理」、「電気配線・電気溶接」、「食料の保存、食中毒の予防」、「三角巾使用法」など船員実務のノウハウを伝授する公開講座を船内各所で実施した。

効果 実習修了直前の実習生を対象に実施したことにより、実習生はいくつかの船員実務のコツを掴み、社会に出ていく自信につながった。

今後の検討課題

全船での実施と継続性

2. 業界・国民のニーズへの対応

2-1 海に対する関心を高めるための新たな取組み

● 小中高生との交流、セイルドリルの船上見学の実施

活動状況 奄美大島の古仁屋港において、小中学生、高校生の職業に対する視野を広げ、若年船員確保・育成に貢献するため、小中学生、高校生と実習生の相互訪問を行い、実習生が練習帆船での実習や生活についての説明を行った。

また、松山港においては、練習帆船が岸壁係岸中に実施するセイルドリル（操帆訓練）を船上から間近に見学できる機会を新たに設定した。

効果 比較的年齢の近い実習生から訓練や船内の様子等の説明を受けたことで、興味を持って話を

聞いてもらうことができた。また、セイルドリルを岸壁からではなく、船上の間近から実習生、乗組員の真剣な表情や規律正しい作業の動きを見てもらうことで、強い印象を持ってもらうことができた。

今後の検討課題

交流行事等の拡大・実施時間の確保、船上見学における安全確保と見学者数のバランス等。

2-2 一般社会への貢献

● 中学校での進路学習講座「職業講話」への協力

活動状況 毎年、様々な分野から講師を招き、1年生を対象に進路学習講座「職業講話」を実施している中学校へ当所職員が出向き、海や船の講話を行った。

効果 生徒はこの講話を自分の将来の仕事や生き方を考える機会としており、船員という職業を紹介し、海への関心を高めることができた。

今後の検討課題

継続して実施することが必要。

3. 業務内容の改善

3-1 安全風土の醸成に向けた取組み

● 練習船の現場での取組み

活動状況 「安全講習会」、各部の相互チェックによる「安全衛生パトロール」、「気がり」の報告等、安全衛生に関する各部が協力した新たな取組みを実施した。

効果 船内の安全衛生に対する意識改革に結びつけることができた。

今後の検討課題

地道な活動の継続と全船での統一した活動の実施。

3-2 コストセーブのための取組み

● 燃料消費量削減への取組み第二弾

活動状況 燃料油価格の高騰・高止まりの影響を緩和するため、海技資格取得に係る法令等の要件と訓練の質を維持しながら各練習船の行動計画を見直すことや、減速運転、2軸船の片舷機運転を継続するなど、燃料消費量の削減に努めた。

効果 各練習船がこれに取り組み、対当初計画比約600キロリットル（約3000万円）の節約となった。

今後の検討課題

更なるコストセーブに向けた工夫の検討。